

<u>第100条の16及び第100条の22第1項の規定により、生産森林組合の組織変更を認可すること。</u> (8)～(11) (略)
--

(略)

(略)

土木部

(略)

建築住宅課	
部長専決事項	課長専決事項
(略)	(1)～(9) (略) (10) <u>削除</u>
	(11)～(21)の2 (略) (21)の3 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)第8条の規定により、必要な指導及び助言をすること(地域振興局長に委任したものを除く。)</u>
	(22)～(45) (略)

(略)

別表第6 (第15条関係)

(1)・(2) (略)

(3) 地域振興局の部長、副部長、課長等の個別専決事項

専決権を有する者	専決事項
(略)	
県税部 副部長 (村上収税担当、 新津収税担当、 柏崎収税担	(1) (略) (2) 直税関係 ア～テ (略)

(8)～(11) (略)

(略)

(略)

土木部

(略)

建築住宅課	
部長専決事項	課長専決事項
(略)	(1)～(9) (略) (10) <u>エネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭和54年法律第49号)第74条第1項の規定により、必要な指導及び助言をすること(地域振興局長に委任したものを除く。)</u>
	(11)～(21)の2 (略)
	(22)～(45) (略)

(略)

別表第6 (第15条関係)

(1)・(2) (略)

(3) 地域振興局の部長、副部長、課長等の個別専決事項

専決権を有する者	専決事項
(略)	
県税部 副部長 (村上収税担当、 新津収税担当、 柏崎収税担	(1) (略) (2) 直税関係 ア～テ (略) ト <u>法人の県民税の特例に関する条例(昭和50年新潟県条例第29号)附則第8項又は第9項の規定により、法人の県民</u>

当、十日 町収税担 当及び糸 魚川収税 担当を除 く。)	<p>ト (略)</p> <p>ナ (略)</p> <p>ニ (略)</p> <p>ヌ 新潟県産業立地を促進する ための県税の特例に関する条 例(平成15年新潟県条例第23 号)第2条の2及び第3条の 規定により、<u>法人の県民税等</u> の不均一課税をすること。</p> <p>ネ (略)</p> <p>ノ (略)</p> <p>ハ (略)</p> <p>ヒ (略)</p> <p>(3)・(4) (略)</p>
(略)	
健康福祉環 境部 環境セン ター長	<p>(1)～(41)の15 (略)</p> <p>(41)の16 <u>特定特殊自動車排出ガ スの規制等に関する法律第28条 第2項の規定により、指針に即 して特定特殊自動車排出ガスの 排出の抑制を図ることについて 指導及び助言を行うこと。</u></p> <p>(41)の17 <u>特定特殊自動車排出ガ スの規制等に関する法律第29条 第2項の規定により、特定特殊 自動車の使用者に対し、報告を させること。</u></p> <p>(41)の18 <u>特定特殊自動車排出ガ スの規制等に関する法律第30条 第2項の規定により、職員に立 入検査又は質問をさせること。</u></p> <p>(42)～(72) (略)</p>
(略)	
新発田地域 振興局地域 整備部長	<p>新潟県事務委任規則第3条の3 第1項第199号から第320号まで、 第340号から第492号まで及び第 517号から第544号まで、第3項第 134号、第135号及び第137号から第 243号まで並びに第4項第1号か ら第12号までに規定する事項(地 域整備部の副部長(総務担当)、庶 務課長及び維持管理課長の専決事 項を除き、同条第1項第302号から 第320号まで及び第534号の2から 第534号の6までに規定する事項 については森林及び林業並びに農 村振興に関する事項を除き、同条 第3項第134号及び第135号に規定 する事項については新潟県アスベ</p>

当、十日 町収税担 当及び糸 魚川収税 担当を除 く。)	<p><u>税の不均一課税をすること。</u></p> <p>ナ (略)</p> <p>ニ (略)</p> <p>ヌ (略)</p> <p>ネ 新潟県産業立地を促進する ための県税の特例に関する条 例(平成15年新潟県条例第23 号)第3条の規定により、<u>事 業税</u>の不均一課税をすること。 と。</p> <p>ノ (略)</p> <p>ハ (略)</p> <p>ヒ (略)</p> <p>フ (略)</p> <p>(3)・(4) (略)</p>
(略)	
健康福祉環 境部 環境セン ター長	<p>(1)～(41)の15 (略)</p> <p>(42)～(72) (略)</p>
(略)	
新発田地域 振興局地域 整備部長	<p>新潟県事務委任規則第3条の3 第1項第199号から第320号まで、 第340号から第492号まで及び第 517号から第544号まで、第3項第 134号、第135号及び第137号から第 222号まで並びに第4項第1号か ら12号までに規定する事項(地域 整備部の副部長(総務担当)、庶 務課長及び維持管理課長の専決事 項を除き、同条第1項第302号から第 320号まで及び第534号の2から第 534号の6までに規定する事項につ いては森林及び林業並びに農村振 興に関する事項を除き、同条第3 項第134号及び第135号に規定する 事項については新潟県アスベスト</p>

	ストの排出及び飛散の防止等に関する条例第6条に規定する建築物の所有者等が講ずるアスベスト排出防止措置に係るものに限る。)
(略)	
三条及び南魚沼の各地域振興局地域整備部長	新潟県事務委任規則第3条の3第1項第199号から第320号まで、第340号から第492号まで及び第517号から第544号まで並びに第3項第134号、第135号及び第137号から第243号までに規定する事項(地域整備部の副部長(総務担当)、庶務課長及び維持管理課長の専決事項を除き、同条第1項第302号から第320号まで及び第534号の2から第534号の6までに規定する事項については森林及び林業並びに農村振興に関する事項を除き、同条第3項第134号及び第135号に規定する事項については新潟県アスベストの排出及び飛散の防止等に関する条例第6条に規定する建築物の所有者等が講ずるアスベスト排出防止措置に係るものに限る。)
長岡地域振興局地域整備部長	新潟県事務委任規則第3条の3第1項第199号から第320号まで、第340号から第492号まで及び第517号から第544号まで、第3項第134号、第135号及び第137号から第243号まで並びに第4項に規定する事項(地域整備部の副部長(総務担当)、庶務課長、維持管理課長、与板維持管理事務所長及び小千谷維持管理事務所長の専決事項を除き、同条第1項第302号から第320号まで及び第534号の2から第534号の6までに規定する事項については森林及び林業並びに農村振興に関する事項を除き、同条第3項第134号及び第135号に規定する事項については新潟県アスベストの排出及び飛散の防止等に関する条例第6条に規定する建築物の所有者等が講ずるアスベスト排出防止措置に係るものに限る。)
(略)	
上越地域振興局地域整備部長	新潟県事務委任規則第3条の3第1項第199号から第320号まで、第340号から第492号まで及び第517号から第544号まで、第3項第

	の排出及び飛散の防止等に関する条例第6条に規定する建築物の所有者等が講ずるアスベスト排出防止措置に係るものに限る。)
(略)	
三条及び南魚沼の各地域振興局地域整備部長	新潟県事務委任規則第3条の3第1項第199号から第320号まで、第340号から第492号まで及び第517号から第544号まで並びに第3項第134号、第135号及び第137号から第222号までに規定する事項(地域整備部の副部長(総務担当)、庶務課長及び維持管理課長の専決事項を除き、同条第1項第302号から第320号まで及び第534号の2から第534号の6までに規定する事項については森林及び林業並びに農村振興に関する事項を除き、同条第3項第134号及び第135号に規定する事項については新潟県アスベストの排出及び飛散の防止等に関する条例第6条に規定する建築物の所有者等が講ずるアスベスト排出防止措置に係るものに限る。)
長岡地域振興局地域整備部長	新潟県事務委任規則第3条の3第1項第199号から第320号まで、第340号から第492号まで及び第517号から第544号まで、第3項第134号、第135号及び第137号から第222号まで並びに第4項に規定する事項(地域整備部の副部長(総務担当)、庶務課長、維持管理課長、与板維持管理事務所長及び小千谷維持管理事務所長の専決事項を除き、同条第1項第302号から第320号まで及び第534号の2から第534号の6までに規定する事項については森林及び林業並びに農村振興に関する事項を除き、同条第3項第134号及び第135号に規定する事項については新潟県アスベストの排出及び飛散の防止等に関する条例第6条に規定する建築物の所有者等が講ずるアスベスト排出防止措置に係るものに限る。)
(略)	
上越地域振興局地域整備部長	新潟県事務委任規則第3条の3第1項第199号から第320号まで、第340号から第492号まで及び第517号から第544号まで、第3項第

	<p>134号、第135号及び第137号から第243号まで並びに第4項に規定する事項（地域整備部の副部長（総務担当）、庶務課長、維持管理課長及び上越東維持管理事務所の専決事項を除き、上越地域振興局妙高砂防事務所の所長及び次長並びに上越地域振興局直江津港湾事務所の所長、次長及び業務課長の専決事項を除き、同条第1項第302号から第320号まで及び第534号の2から第534号の6までに規定する事項については森林及び林業並びに農村振興に関する事項を除き、同条第3項第134号及び第135号に規定する事項については新潟県アスベストの排出及び飛散の防止等に関する条例第6条に規定する建築物の所有者等が講ずるアスベスト排出防止措置に係るものに限る。）</p>
佐渡地域振興局地域整備部長	<p>新潟県事務委任規則第3条の3第1項第199号から第320号まで、第340号から第492号まで及び第517号から第544号まで並びに第3項第134号、第135号及び第137号から第243号までに規定する事項(地域整備部の副部長（総務担当）、副部長（港湾空港担当）、次長、庶務課長、維持管理課長及び業務課長の専決事項を除き、同条第1項第302号から第320号まで及び第534号の2から第534号の6までに規定する事項については森林及び林業並びに農村振興に関する事項を除き、同条第3項第134号及び第135号に規定する事項については新潟県アスベストの排出及び飛散の防止等に関する条例第6条に規定する建築物の所有者等が講ずるアスベスト排出防止措置に係るものに限る。)</p>
(略)	
(4) (略)	
別表第8（第16条関係）	
(1) (略)	
(2) 地域機関（地域振興局を除く。）の代決の順序	
地域機関の区分	代決の順序
(略)	

	<p>134号、第135号及び第137号から第222号まで並びに第4項に規定する事項（地域整備部の副部長（総務担当）、庶務課長、維持管理課長及び上越東維持管理事務所の専決事項を除き、上越地域振興局妙高砂防事務所の所長及び次長並びに上越地域振興局直江津港湾事務所の所長、次長及び業務課長の専決事項を除き、同条第1項第302号から第320号まで及び第534号の2から第534号の6までに規定する事項については森林及び林業並びに農村振興に関する事項を除き、同条第3項第134号及び第135号に規定する事項については新潟県アスベストの排出及び飛散の防止等に関する条例第6条に規定する建築物の所有者等が講ずるアスベスト排出防止措置に係るものに限る。）</p>
佐渡地域振興局地域整備部長	<p>新潟県事務委任規則第3条の3第1項第199号から第320号まで、第340号から第492号まで及び第517号から第544号まで並びに第3項第134号、第135号及び第137号から第222号までに規定する事項(地域整備部の副部長（総務担当）、副部長（港湾空港担当）、次長、庶務課長、維持管理課長及び業務課長の専決事項を除き、同条第1項第302号から第320号まで及び第534号の2から第534号の6までに規定する事項については森林及び林業並びに農村振興に関する事項を除き、同条第3項第134号及び第135号に規定する事項については新潟県アスベストの排出及び飛散の防止等に関する条例第6条に規定する建築物の所有者等が講ずるアスベスト排出防止措置に係るものに限る。)</p>
(略)	
(4) (略)	
別表第8（第16条関係）	
(1) (略)	
(2) 地域機関（地域振興局を除く。）の代決の順序	
地域機関の区分	代決の順序
(略)	

放射線監視センター 保健所（新発田保健所、三条保健所、長岡保健所、南魚沼保健所及び上越保健所を除く。） 福祉事務所（新津地域福祉事務所及び南魚沼地域福祉事務所を除く。） 保健環境科学研究所 食肉衛生検査センター コロニーにいがた白岩の里 若草寮 新潟学園 家畜保健衛生所 流域下水道事務所	(略)	放射線監視センター 保健所（新発田保健所、三条保健所、長岡保健所、南魚沼保健所及び上越保健所を除く。） 福祉事務所（新津地域福祉事務所及び南魚沼地域福祉事務所を除く。） 保健環境科学研究所 食肉衛生検査センター コロニーにいがた白岩の里 <u>新星学園</u> 若草寮 新潟学園 家畜保健衛生所 流域下水道事務所	(略)
(略)		(略)	